

平成30年8月 和水町農業委員会 総会 会議録

1 開催日時 平成30年8月10日（金） 午後1時30分から午後2時35分

2 開催場所 和水町三加和公民館 2階 研修室

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（11名）

会 長 1番 荒木 政士

会長代理者 2番 甲斐 正晴

委 員	3番 平山 正光	4番 本山 圭司	5番 有働 憲一
	6番 石原 由紀	7番 内田 耕臣	8番 金栗 孝義
	9番 池田 好博	10番 亀崎世志矢	11番 上妻美津子

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（0名）

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（14名）

菊水中央区域 猪口 琢真

菊水南区域 上田 憲一 前淵慎一郎

菊水東区域 川原 京一 庄山 慶司

菊水西区域 坂本 正則

緑区域 竹下 周三 上妻 芳樹 牛島 繁

神尾区域 渡辺 秀敏 古閑原秀春 中畑 昇

春富区域 三串 直人 柿原 学

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（3名）

菊水中央区域 石原 武則 菊水西区域 福永 泰信 春富区域 渡辺 陽三

7 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事務局長 松尾 修

係 長 渡邊 豊和

参 事 庄山桂太郎

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、平成30年8月 和水町農業委員会総会を、開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。

総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳っております。

本日は、11名中11名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうも有難うございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳っておりますので、会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。

和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、
2番 甲斐 会長代理 と 3番 平山 委員 をお願いします。

5 議事

議長 荒木

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、
議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

総会資料の1ページを、ご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

農地法第3条とは、農地の売買、贈与、賃借等です。

農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

「農地」とは、

- ①耕作を目的とする土地（田・畑・樹園地・筍畑・庭木の幼木栽培や仮植・林業苗木の苗床 等）で、現に肥培管理（耕耘・施肥・農薬散布・除草等）されている土地。
- ②現在は耕作されていなくても、耕作しようとするばいつでも耕作できる土地も含まれる。（休耕地・不耕作地等）

「農振農用地」とは、「農業振興地域の農用地」。

「農業振興地域」とは、

農業を振興する地域として、

- ①今後、概ね10年以上、総合的に農業の振興を図るべき地域であること。
- ②農用地として利用すべき、相当規模の土地があること。（200ha以上）
- ③農業上の高度利用を図ることが相当な土地であること。

「農用地区域」とは、「農業振興地域」内にある農用地で、

- ①集団的に存在する農用地で、一定の規模（10ha）以上のもの
- ②土地改良（基盤整備）区域内の土地
- ③農業用施設用地で2ha以上の土地、又は、①及び②の土地に隣接する土地

「審査基準」の項目には、

- ①「全部効率利用要件」

買い手や借り手が、全部の耕作地を効率的に耕作すること。

（具体的には、農業用機械・労働力・農業技術が充分あるか。）

- ②「農作業常時従事要件」（原則、年間150日以上）
- ③「下限面積要件」（原則、耕作面積30a。空き家付き農地は、基本1a。）
- ④「地域との調和要件」

(具体的には)

- ア 集落営農等のまとまった農地を利用している地域で、その利用を分断するような場合
- イ 水利管理をしている地域で、水利調整に参加しない場合
- ウ 無農薬・減農薬の栽培を行っている地域で、農薬を使用する場合
- エ 集落で一体となつての共同防除等に、支障がある場合
- オ 地域の標準的な賃借料より、極端に高い賃借料で農地を借りて、地域の一般的な借賃料を著しく引き上げる恐れがある場合

の、4つの基準があります。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

それでは、「所有権移転」の案件になります。

——— 事務局が、申請番号 44 説明 ———

申請番号 44

土地の現況・面積 「田、1筆、234㎡」

譲受人の経営面積 「59, 127㎡」

申請理由 「売買」

年齢 「69歳」

農作業従事日数 「250日」

農作業に従事する者 「1名」

農機具 「トラクター 1台」、「コンバイン 1台」、「田植機 1台」

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。

申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。

申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。

農業委員会が定める30aを、上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。

取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

申請番号44について、3番 平山委員 お願いします。

3番 平山

申請番号44について、3番 平山 が報告します。

8月6日に、猪口推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、瀬川の基盤整備地で、玉名市小田との境の水田になります。

現況は、休耕地でした。

取得後は、水田として管理されとのことで、何ら問題ないと思われます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第1号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

議案第1号については、原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

2ページを、ご覧下さい。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

農地法第4条・第5条は、「農地転用」。

「農地を転用する」とは、農地を農地でないものに変更すること。

(例えば) 住宅・山林・工場・道路・学校・病院用地 等

許可基準

①「農地区分」・②「立地基準」

「第1種農地」

集团的に存在する概ね10ha以上の農地、又は、土地改良事業等の施行区域内ある農地 ⇒ 原則、不許可。住宅で集落接続の場合は許可。

「甲種農地」

概ね10ha以上の農地で、特に良好な営農条件の農地や土地改良事業完了後、8年を超えていない農地。

「第2種農地」

農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地。

⇒ 代替地が無い場合は、許可。

「第3種農地」

役場や高速インター周辺の農地 ⇒ 原則、許可。

③「一般基準」

ア 資金力や信用はあるか

イ 関係者の同意を得ているか

ウ 他法令の許可見込み

エ 周辺の農地に悪影響を与えないこと

(ア) 土砂の流出・崩壊等の災害発生の恐れ

(イ) 農業用 用排水施設に支障が生じないか

オ 一時転用の場合は、3年以内に確実に農地へ戻すか

——— 事務局が、申請番号 14 ～ 16 について説明 ———

申請番号 14

権利 「 所有権移転 」

土地の現況・面積 「 畑、1筆、611㎡」

申請事由 「 一般住宅 」

施設面積 「 木造瓦葺平屋建て、1棟、134.47㎡

通路、 1棟、 147㎡

駐車場、3台分、48㎡ 」

工事期間 「 許可後から平成31年9月9日まで」

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

申請地につきましては、2ページの管内図、及び3ページの住宅地図でご確認ください。

そして、4ページが字図で、5ページが土地利用計画図となっています。

申請人は、現在アパートで生活をされていますが、実家に近い、今回の申請地を贈与により取得され、一般住宅として、転用されるものです。

給水は井戸水を利用し、雨水は自然浸透、污水及び生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、道路側溝へ放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地区分」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しています。

「一般基準」ですが、「資金及び信用力」は、融資証明書を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成31年9月9日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、個人住宅については、敷地面積が概ね500㎡を超えないものに限るという、熊本県の取扱いがありますが、敷地が県道から3m程の石垣の上にあります。

現在、幅2m程の里道はありますが、自家用車の進入路としては狭く、また、勾配が急であるため、進入路と通路を147㎡計画しており、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、平屋建てであり、周辺は、住宅と家族所有の農地であり、日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

申請番号15

権利 「 賃貸借権（期間借地） 」

土地の現況・面積 「田、4筆、1256.78㎡」

申請事由 「 臨時駐車場 」

施設面積 「 臨時駐車場、1256.78㎡

大型 3台、普通車 21台 」

工事期間 「 許可後から平成30年12月31日まで」

一時転用期間 「 許可後から平成32年3月31日まで」

申請番号16

権利 「 所有権移転 」

土地の現況・面積 「畑、1筆、455㎡」

申請事由 「 駐車場 」

施設面積 「 駐車場、455㎡、普通車 13台 」

工事期間 「 許可後から平成30年12月31日まで」

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

申請地につきましては、２ページの管内図、及び６ページの住宅地図でご確認ください。

そして、７ページが字図で、８ページが土地利用計画図となっています。

申請番号１５と１６は、金栗四三氏が、２０１９年のＮＨＫ大河ドラマ「いだてん～東京オリムピック^{ばなし} 嘶～」の主人公の１人に決定されたことを受け、中林区金栗四三氏の生家を活用して、金栗四三記念館（仮称）を開館します。金栗四三氏の軌跡やゆかりの物が展示される予定です。

大河ドラマ放送開始後は、多数の来場者が見込まれるため、来場者駐車場として、和水町が転用するものです。

申請番号１５は、臨時駐車場として、大型３台、普通車２１台の駐車場です。浸透性のシートを張り、その上に盛土をし、最終面は砂利舗装として整備し、一時転用されます。

平成３２年３月３１日までは、元の農地の状態へ戻されます。

申請番号１６は、普通車１３台分の駐車場として、現在の高さで整地し、砂利舗装として整備し、転用されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第２種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しています。

なお、申請番号１５につきましては、農業振興地域の農用地ですので、原則として、転用することはできませんが、一時転用のため許可対象となります。

「一般基準」ですが、「資金及び信用力」は、６月の定例議会で、事業費の予算が承認されています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成３０年１２月３１日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断して、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号１４ について、７番 内田委員 の報告をお願いします。

７番 内田

申請番号１４について、７番 内田が報告します。
８月６日に、福永推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、江栗区の集落内にあり、県道北側の３ｍほどの石垣の上にある畑で、野菜畑として肥培管理してありました。
雨水は自然浸透、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、道路側溝へ放流されます。
北側に農地はありますが、家族所有であり、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。
審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。
続いて、申請番号１５・１６について、８番 金栗委員 の報告をお願いします。

８番 金栗

申請番号１５・１６について、８番 金栗が報告します。
８月７日に、私と、事務局で現地確認を行いました。
和水町社会教育課の担当者から、直接、説明を受けました。
申請地は、中林区の金栗四三氏の生家の西側が臨時駐車場、北側が駐車場予定地であり、保全管理してありました。
臨時駐車場の雨水は、西側に側溝を設置し、排水され、駐車場の雨水も南側にある既存の側溝を整備し、排水されます。
周辺に農地はありますが、日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。
審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員からの報告がありました。
議案第２号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第２号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 荒木

ありがとうございました。

議案第2号については、原案のとおり決定しました。

よって、議案第2号は 原案のとおり、許可相当として、
県知事に意見を送付します。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。

今回、申請番号151と152 は、 区域の 委員が関与される案件です。議事参与の制限がありますので、まずは、それを除いて審議します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

3ページを、ご覧ください。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。

「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。
借人・貸人の敬称は、略します。

それでは、「 賃貸借権設定 」の案件です。

申請番号150

土地の現況・面積 「 田5筆、畑4筆、計9筆 7, 585㎡ 」

設定期間 「 5年 」、区分「 再設定 」

申請番号153

土地の現況・面積 「 田、1筆、2, 302㎡ 」

設定期間 「 5年 」、区分「 新規設定 」

申請番号154

土地の現況・面積 「 畑、1筆、1, 056㎡ 」

設定期間 「 5年 」、区分「 新規設定 」

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、議案第3号について説明がありました。

申請番号151と152 を除く、議案第3号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

申請番号 151 と 152 を除く、議案第 3 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

申請番号 151 と 152 を除く、議案第 3 号については、原案のとおり決定しました。

次に、申請番号 151 と 152 について、審議します。

■■■■ 委員、退室をお願いします。

—— ■■■■ 委員、退室 ——

事務局 松尾

それでは、事務局の説明をお願いします。

4 ページを、ご覧ください。

申請番号 151

土地の現況・面積 「 田、1 筆、1, 441m² 」

設定期間 「 5 年 」、区分 「 新規設定 」

申請番号 152

土地の現況・面積 「 田、1 筆、2, 666m² 」

設定期間 「 5 年 」、区分 「 新規設定 」

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。

申請番号 151 と 152 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

申請番号 151 と 152 につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

申請番号１５１と１５２ については、原案のとおり決定しました。

委員の入室を、お願いします。

——— 委員、入室 ———

議長 荒木

これで、すべての議事は終了しました。

他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

無いようですので、これで議長の席を下させていただきます。

事務局 松尾

荒木会長には、議長の大役を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

５ページを、ご覧ください。

農地法第１８条（通知）ということで、農地の賃貸借の解約の通知になります。今回、解約が１件です。

また、６ページに、今回の案件の一覧表を掲載していますので、ご覧ください。

7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、平成３０年８月 和水町農業委員会総会を、閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 2 番

署 名 委 員 3 番

会議録調製者	松尾 修
本誌 表紙共	8 枚